

4 経営第 8 2 7 号  
令和 4 年 6 月 1 4 日

各都県主務部長 殿

(東北農政局、関東農政局管内の16都県主務部長及び茨城県農業共済組合連合会宛て同趣旨の通知を发出)

農林水産省経営局保険課長  
保険監理官

降ひょうに伴う農作物の被害防止に向けた技術指導の徹底及び農業保険の対応について

令和4年5月以降、東北・関東を中心に降ひょうによる農作物及び農業用ハウスの被害が発生しているところです。

こうした状況を踏まえ、各地域の状況に応じた適切な対応が行われるよう、今般、別添1のとおり「降ひょうに伴う農作物の被害防止に向けた技術指導の徹底について」(令和4年6月14日付け4農産第1294号農林水産省農産局農業環境対策課長通知)が发出されました。

貴職におかれましては、降ひょう対策の上記技術指導の内容を、貴管内の農業共済組合等が、関係機関と連携しつつ組合員等に対し周知するよう指導をお願いします。

また、被害が発生した際は、速やかな被害状況の把握、遺漏なき被害の申告、迅速かつ適切な損害評価の実施及び共済金の早期支払体制の確立並びに収入保険に係るつなぎ融資の周知について、貴管内の農業共済組合等の取組が徹底して行われるよう、貴管内の農業共済組合等に対し、指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴県農業共済組合連合会宛て通知したので、御了知願います。